

(様式 2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

課等名 予防課

No. 2

許認可等の内容	防災管理対象物の定期点検報告制度の特例認定	
根拠法令及び条項	消防法第 3 6 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項	
審 査 基 準	関係条項	消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項
	基準 (未設定の場合 はその理由)	認定の要件は、消防法第 3 6 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項により、「申請者が防火対象物の管理を開始した時から 3 年が経過していること」、「過去 3 年以内において同法第 5 条第 1 項、同法第 5 条の 2 第 1 項、同法第 5 条の 3 第 1 項、同法第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、同法第 8 条の 2 の 5 第 3 項、同法第 1 7 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項又は同法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条第 3 項若しくは第 4 項の規定による命令(防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が消防法若しくは同法に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。)がされることがなく、又はされるべき事由が現にないこと」、「過去 3 年以内において同法第 8 条の 2 の 3 第 6 項の規定による取消しを受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないこと」、「過去 3 年以内において同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による点検及び報告がされていること」、「過去 3 年以内において同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の報告について虚偽の報告がされたことがないこと」、「過去 3 年以内において同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による点検の結果、防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがないこと」及び「防火対象物について、消防法又は同法に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであると認められること」である。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
	標準処理期間	総日数 1 4 日 (休日は含まない。)
標準 処理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

様式 2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 予防課	No. 13
許認可等の内容		休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検の延長承認	
根拠法令及び条項		危険物の規制に関する規則第 6 2 条の 5 の 2 第 2 項	
審 査 基 準	関係条項	消防法第 1 4 条の 3 の 2 危険物の規制に関する政令第 8 条の 5 危険物の規制に関する規則第 6 2 条の 4、第 6 2 条の 5 の 2 第 1 項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>危険物の規制に関する規則第 6 2 条の 5 の 2 第 2 項中、「当該期間内に当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクにおける危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が、保安上支障がないと認める場合」に適合していること。</p> <p>なお、保安上支障がないと認める場合とは、タンク内に残存する危険物を抜き取り、かつ、乳化剤、中和剤等により洗浄を行う措置及び危険物又は可燃性蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤ってタンクの内部に危険物又は可燃性蒸気が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていることとする。</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数概ね 1 4 日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

(様式 2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 予防課	No. 14
許認可等の内容		休止中の地下埋設配管の漏れの点検の延長承認	
根拠法令及び条項		危険物の規制に関する規則第 6 2 条の 5 の 3 第 2 項	
審 査 基 準	関係条項	消防法第 1 4 条の 3 の 2 危険物の規制に関する政令第 8 条の 5 危険物の規制に関する規則第 6 2 条の 4、第 6 2 条の 5 の 3 第 1 項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	危険物の規制に関する規則第 6 2 条の 5 の 3 第 2 項中、「当該期間内に当該地下埋設配管における危険物の取扱いが休止され、かつ、市町村長等が、保安上支障がないと認める場合」に適合していること。 なお、保安上支障がないと認める場合とは、配管内に残存する危険物を抜き取り、かつ、乳化剤、中和剤等により洗浄を行う措置及び危険物又は可燃性蒸気が流入するおそれのある設備又は配管等に閉止板を設置する等、誤って配管の内部に危険物又は可燃性蒸気が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていることとする。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数概ね 1 4 日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	